

経営相談 Q & A

BCP・事業継続力強化計画の策定について

Q

最近では自然災害が毎年頻発しており、また新型コロナウイルス感染症も、当面終息する見込みがありません。私は中小企業の総務部長ですが、当社にはBCP（事業継続計画）に関する規則や取り決めがないため、万が一のことを考えて、BCPを策定しようと考えています。参考にできる手順書等があれば教えてください。

A

自然災害や感染症、情報システムへの不正アクセス等、事業継続に影響を与える事象に備え、事業への影響を最小限に止め、事業の継続・早期復旧を可能にするため、予め緊急事態に対応する方針や具体的手順を定めておく計画がBCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）です。

お問い合わせのBCPについて、中小企業庁は、「事業継続力強化計画（以下、「同計画」という。）」に関して、同計画策定の手引きを公表し、中小企業がまとめた同計画を経済産業大臣に申請し認定を受けることを推進しています。この申請および認定により、同計画の認定を受けた中小企業は、計画実施に資する助成制度（税制面や金融支援等）を受けることができます。貴社の目的は同計画に合致しており、同計画を策定することによりBCP計画が策定できるようになっていますので、手続きに基づいて同計画の策定の手順を説明します。

■ 5つの検討ステップ

同計画は、BCPの体制づくりに、次の5つのステップを紹介しています。以下、順を追って解説します。

- (1) 事業継続力強化の目的の検討
- (2) 災害リスクの確認・認識
- (3) 初動対応の検討
- (4) 人、物、カネ、情報への対応
- (5) 平時の推進体制

(1) 事業継続力強化の目的の検討

自然災害等が起こった時は、「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響が及びます。まずは、人の生命・安全を守ることが重要で、従業員の安否確認や社内連絡手段の事前整備が必要となります。次に自社の事業活動が担う役割を踏まえ、サプライチェーンや地域経済全体に与える影響や、従業員に対する責務等について、同計画により経済社会的な影響が軽減できる体制づくりの観点から検討します。

【具体例】

- ・人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する。
- ・自社の経営を維持すると共に、取引先への影響を軽減する。
- ・供給責任を果たし、顧客からの信用を守る。
- ・従業員の雇用を守り、地域の活力を支える。
- ・サプライチェーン全体への影響を軽減させる。
- ・社会からの要請に応える。

(2) 災害リスクの確認・認識

そのため自社には、どのような自然災害のリスクが存在するかについてハザードマップ等を活用しながら、本社・工場等が立地している地域の災害リスクを事前に確認・認識します。

想定される被害を基準に、人（人員）、物（建物・設備・インフラ）、カネ（緊急時の資金調達（リスクファイナンス））、情報の4点から自社に与える影響度合いを検討します。

※ハザードマップの入手方法

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション）
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



（３）初動対応の検討

上記（１）・（２）を踏まえ、災害が発生した直後の初動対応を検討します。

①人命の安全確保

- 「従業員の避難」と「従業員の安否確認」が最優先・最重要課題です。
- 「生産設備の緊急停止方法」の事前の周知・確認や、「顧客への対応方法」として避難場所の周知や誘導體制の確立が必要です。

②非常時の緊急時体制の構築

- 代表取締役を本部長とした災害対策本部を立ち上げます。

③被害状況の把握・被害情報の共有

- 被災状況、生産・出荷活動への影響の有無の確認をします。
- その情報は第一報として顧客および取引先並びに地元公共団体・商工団体に報告します。

（４）人、物、カネ、情報への対応

また、（２）で検討した人、物、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適切か検討します。

- 自然災害が発生した場合における人員体制の整備
- 事業継続力強化に資する設備・機器及び装置の導入
- 事業活動を継続するための資金調達手段の確保
- 事業活動を継続するための重要情報の保護

次の取組み例が考えられます。

- ①社員の多能工化を進める。
- ②設備の耐震化
- ③保険の加入
- ④情報システム・バックアップデータの取得

（５）平時の推進体制

事業継続力の強化においては、平時の取組みが大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取組みの検討に当たっては、次の点に留意してください。

- ①経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）。
- ②年に一回以上の訓練を実施すること、そして取組内容の見直しを定期的に行うこと。

■同計画の認定申請について

同計画に係る認定申請については、「ナント経済月報」2020年2月号の経営相談Q&A*で概略を説明しています。認定を受けた場合のメリット等も記載していますので参考にしてください。

※<http://www.nantoeri.or.jp/keiei/pdf/qa/202002/pdf>

ご参考：事業継続力強化計画策定の手引き

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/2020/kyoka_tebiki.pdf

（中原嘉寛）